

熊本県公立学校事務職員協会ホームページ管理及び運用規程

(目的)

第1条 熊本県公立学校事務職員協会（以下「本会」という。）会則第3条の目的を達成するため、協会にホームページを設置し、管理規程を定め、運用を図ることとする。

第2条 この管理規程は、本会が開設するホームページ（以下「ホームページ」という。）の作成・管理・運営について必要な事項を定めたものである。

(趣旨)

第3条 ホームページは、本会の活動内容を広く情報発信するとともに、会員への情報提供及び日常業務の支援を行うことを目的とする。

(管理者)

第4条 ホームページの管理者は、本会会長（以下「会長」という。）とする。

第5条 会長は、ホームページの作成及び運用に関する管理を行う。

(運用責任者)

第6条 管理者は、運用責任者を置き、ホームページに係る作成及び運用の取扱いを委任する。

第7条 運用責任者は本会事業部長とし、ホームページに係る作成及び運用に関する調整を行う。

第8条 前条の規定に関わらず、重要な改廃の場合、作成及び運用に関する調整は管理者が行う。

(運用業務)

第9条 事業部長はホームページの作成及び運用業務に関する次の各号を行う。

- (1) Webページの作成及び修正
- (2) Webプログラムの作成及び修正
- (3) その他

(個人情報の保護)

第10条 ホームページの作成に当たっては、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報等のプライバシー保護について十分に配慮するものとする。

- 2 ホームページ上に本会会員並びに個人の写真・絵画・文章等を掲載する場合には、該当者の許諾を得るものとする。
- 3 個人の住所、氏名、電話番号、生年月日等の個人情報は、原則として公開しない。必要がある場合は、本人の同意の上、最小限度の情報とする。
- 4 著作権を有する著作物をホームページ上に公開する場合、知的所有者の許諾を受ける。

(リンクの設定)

第11条 ホームページと他のホームページを相互にリンクする場合、協会の目的を十分に配慮した上で設定する。

(禁止事項)

第12条 次の各号に関することは、ホームページ上に掲載することを禁止する。

- (1) 公序良俗に反する内容
 - (2) 特定の個人や団体を誹謗・中傷・批判する内容
 - (3) 著作権を侵害する内容
 - (4) 営利を目的とした内容
 - (5) その他、管理者が掲載するにふさわしくないと判断したもの
- 2 前項第1号から第5号に関する内容を発見した場合、管理者は速やかに削除を行うことができる。

(ホームページの安全管理)

第13条 ホームページのセキュリティ対策を十分に行い、外部から不正に侵入及び改ざん等の攻撃を受けた場合は、次の各号により迅速かつ適切な対応を行う。

- (1) 不正侵入及び改ざん等の有無を確認するため、事業部において定期的にホームページを確認する。
- (2) 不正侵入及び改ざん等を発見した場合、事業部は速やかに運用責任者に報告を行い、運用責任者は管理者に報告し、指示を受ける。
- (3) 管理者は、不正侵入及び改ざん等の攻撃を受けた場合は、ホームページのサービスを停止する等の対策を講じる。
- (4) 管理者は、不正侵入及び改ざん等の対策が完了した後は、速やかにホームページを再開するものとする。

(その他)

第14条 本規程に定めのない事項及びホームページ運営に関して疑義が生じた場合は、その都度必要に応じ、本会理事会で協議のうえ定めるものとする。

(附則)

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

改正 平成26年5月20日から施行する。